

苫小牧市における住居表示の実施手順

1 住居表示整備事業計画区域及び住居表示の方法を決定します。

市は住居表示整備事業計画を立て、新たに住居表示を実施しようとする区域と住居表示の方法について市議会に提案します。このとき決定する区域は事業計画区域であり、一括して実施するとは限りません。実施規模は面積や事業費、その地域の状況や市の財政状況などを併せて検討することにより、単年度で実施するか事業区域を分割して複数年度で実施するか決定し、具体的な計画を立てます。住居表示の方法については、苫小牧市では「街区方式」を採用しています。

2 住居表示実施区域について諮問します。

実施する具体的な区域が決定すると、市長はその区域の町名・町割について住居表示整備審議会に諮問します。（審議会は、学識経験者、関係機関職員、町内会連合会役員、関係地域町内会役員、公募による市民など16名以内の委員で構成されます。）諮問内容は、町名については具体的な案は提示せず審議会の審議に委ね、町割については市から原案を提示します。

3 住居表示整備審議会で審議します。

審議会は諮問された内容について法律、実施基準などに照らし、過去の実施内容、経過などを参考にしながら審議します。

4 住民説明会を開催します

審議会は住居表示実施地区において住民説明会を開催し、住居表示の実施や諮問内容などについて説明し、地域住民の意見を聞きます。このとき、「関係町内会で町名・町割について住民の意見を取りまとめた」との提案があれば、それを後日審議会に提案してもらい、審議の参考にします。

5 住居表示整備審議会で審議します。

住民説明会で出された意見などを参考にし、町名・町割について審議します。

6 市長に答申します。

審議会で審議した結果を取りまとめ、町名・町割について市長に答申します。

7 町名・町割案を公示します。

市は審議会から答申のあった内容について検討し、特に問題がなければこれを市の案として公示します。

8 告示案に対して変更の請求をすることができます。

公示された案の区域内に住所があり、市議会議員や市長の選挙権を有する住民は、その案について異議があるときは、市長に対し公示の日から30日以内にその50人以上の署名に理由を附して、案に対する変更の請求をすることができます。

9 町名・町割と実施期日を決定します。

市は公示した案を市議会に提案し、町名・町割と住居表示の実施期日について決定します。このとき告示案に対して変更の請求があれば、それを議案に添えて提出します。市議会は、変更の請求があるときは公聴会を開催し、該当地区内に住所がある住民から賛成・反対の意見をきいた後に議案の議決を行います。

10 町名・町割と実施期日を公示します。

町名・町割と住居表示の実施期日について決定した後、市はこれを公示し、北海道知事、総務大臣、関係行政機関の長などに報告します。

11 事業予算を決定します。

住居表示実施に必要な経費を算定し、事業予算を決定します。

12 街区を決定します。

住居表示実施地区内の道路や土地の状況などを見ながら街区を決定します。これは「〇丁目〇番〇号」で表わされる住所のうち「〇番」にあたります。

13 現地調査を行います。

住居表示実施地区の状況を調査します。

- (1) 住居番号（住所の「〇号」）を決定するため、建物の出入口や道路の位置関係などを確認します。
- (2) 住所・戸籍の変更証明書や住居表示の決定通知書などを作成するため、建物に居住している住民や事業所などを確認します。
- (3) 住居表示実施地区の各種図面作成や登記簿の書換えなどのため、土地の状況を調査します。
- (4) 街区案内板と街区表示板の設置位置などを調査します。

1 4 住民説明会を開催します。

住居表示実施地区の住民や事業所に勤務する方などを対象に住民説明会を開催し、住居表示が実施された場合の手続きなどについて説明します。

1 5 住居番号を決定します。

現地調査の結果を基に、住居表示実施地区内の建物の住居番号を決定します。

1 6 住居表示実施について公示します。

住居表示の実施区域、実施期日、街区符号や住居番号などを公示します。

1 7 住居表示実施についてお知らせします。

住居表示実施地区に住民票がある住民や事業所などに対し、住居表示決定通知書、住居表示変更証明書、住居番号表示板などをお届けし、住居表示の実施についてお知らせします。また、住居表示実施により必要となる主な届出については、パンフレット等でお知らせします。

1 8 住居表示街区案内板、住居表示街区表示板を設置します。

歩道や公園等に街区案内板を、家屋の塀や電柱等に街区表示板をそれぞれ設置します。

1 9 公簿を書換えます。

住民票、戸籍、課税台帳など市で管理している公簿や法務局の登記簿に記載されている土地・家屋の所在地番は、職権で書換えます。

20 住所変更の届出が必要です。

法務局の登記簿の記載内容のうち、土地・家屋の所有者の住所は職権では書換えませんので届出が必要となります。また、自動車運転免許証、自動車検査証、国民年金・厚生年金受給者などの住所変更についても届出が必要となります。主な届出についてはパンフレットなどでお知らせします。なお、公共機関に住所変更の届出を行う場合は、住居表示変更証明書を提出することにより手数料は免除されます。